

第 1 回部会（令和 6 年 12 月 26 日）の議論を踏まえた追加質問

【①-1：水稻の作付面積に係る実測調査の取りやめ】

(小西臨時委員)

本調査における作付面積調査の結果と活用する行政記録情報等のデータ比較について、一時点ではなく、複数年のデータ比較を行い、検証してください。

(樫部会長)

- 1 活用する行政記録情報のサンプルを資料として示しつつ、どの部分を活用するのか、改めて説明してください。また、審査メモの農林水産省の回答（①-1の論点1の回答）において説明のあった、「営農計画書」とは、農林業経営体が誰に対して、何の目的で何を根拠に提出が求められているものなのでしょうか。また、義務的に提出が求められているものなのでしょうか。
- 2-1 農林水産省の回答では、学校、試験場等の非営利団体等や自給分について、行政記録情報で把握されていない場合があるとのことですが、審査メモの別添2（令和5年調査実績）を見ると、行政記録情報と作物統計調査の結果に差異がない県（対比が100.0%の県）があります。これらの県は、試験場や自給分がないということでしょうか。また、神奈川県について、行政記録情報の方が大きい理由は何ですか。
- 2-2 行政記録情報において把握されていない範囲について、各県ごとの状況は分かっているのですか。
- 2-3 もし、それが分かっていなかったり、変動するということであれば、補完的な情報収集を適切に行うことはできないのではないのですか。
- 3 審査メモの別添2（令和5年調査実績）では、東京都と沖縄県の比較がありませんが、なぜですか。

【②-1～3：水稲以外の作付面積調査について、農林業経営体に調査対象を追加 等】

(小西臨時委員)

今回の変更について、私としては、以下のように理解しています。

- 現状において、関係団体（全数）からの情報では足りないという背景には、関係団体への出荷という従来の方法をとらない、直接販売などの出荷が増えてきたという事情がある。
- これまでは、情報の不足分を、巡回等で対応してきたが、本来、補完作業である巡回等が20万か所に上るといった状況にあった。
- そこで、農林業経営体についても、作付面積調査の対象とすることで、巡回等を代替しつつ、より効率的に情報の把握を行おうとするのが、今回の計画変更の趣旨。

しかし、現状の経営体調査（収穫量調査）の回収率が平均して50%程度とのことで、今回、経営体を作付面積調査の調査対象に加えたとしても、現状（もしくは現状以上）の結果を継続できるのかについて不安があります。

ただ、1回目の部会の説明は、論点ごとに説明が区切られており、全体像をつかむことが難しく感じました。

については、作付面積調査の対象に農林業経営体を加えることについて、①現状と変更の背景、②今回の変更により、どのような調査にすることを目指していて、それにより、問題点は解消するのかについて、改めてまとめた説明をしてください。

なお、説明に際しては、根拠資料を用いて、分かりやすく説明してください（別の変更事項でも説明があるとは思いますが、必要に応じて、試験調査の結果にも触れてください。また、巡回等の地点の数や従事する方々の規模、注力している時間の現状など、今回の変更でどの程度の変化（負担の軽減）があるのかについて判断できる資料があると理解が進むと思います。）。

(宇南山臨時委員)

「母集団名簿の更新が十分に行えないとしても、作物ごとの主産県にほとんど変化がないため影響が少ない」旨の説明がなされましたが、説明のロジックが分からなかったため、改めて説明してください。